

令和8年9月25日
長野県司法書士会

事業報告書

第1 相談会名

司法書士による

「相続・遺言・成年後見・空き家無料相談会&勉強会 in 坂城町」

第2 開催日時

令和8年9月2日（水）午後1時30分～午後4時30分

第3 開催方式及び会場

1 面談相談会

- （1）会 場 坂城町役場 3階
- （2）実施形態 予約制
- （3）相談時間 30分

2 勉強会

- （1）会 場 坂城町役場 3階
- （2）実施形態 予約不要
- （3）時 間 午後1時30分～午後3時00分（1時間30分）

第4 開催趣旨

昨今問題となっている所有者不明土地問題や空き家問題等に対応すべく法改正が相次ぐ中、令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。それに伴い相続に関する相談が急増する中、長野県司法書士会は同年4月18日、長野県市長会及び長野県町村会と「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」を締結しました。この協定の締

結により、長野県司法書士会は長野県内すべての市町村と連携して空き家対策と所有者不明土地等の社会問題の解決に向けた取組みを進めています。この取組みの一環として坂城町で相続や遺言、空き家問題についての相談をお受けする出張無料相談会の開催を検討しました。

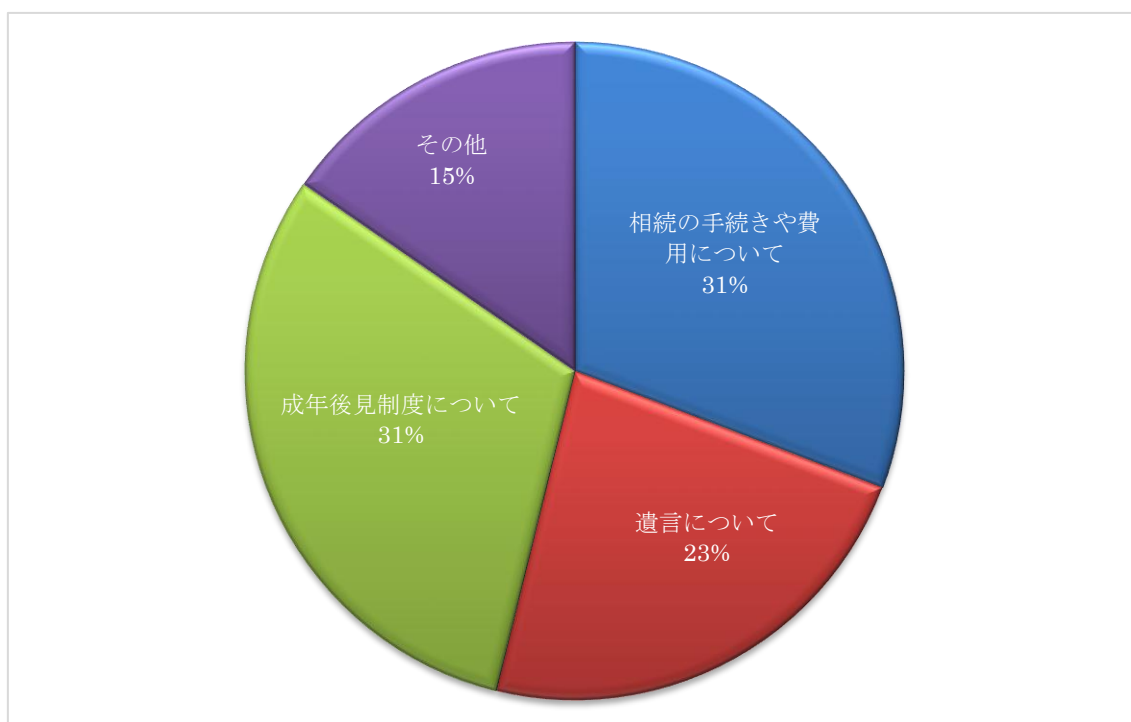
また、相続問題を解決するにあたり、遺言や成年後見、空き家問題が密接に関連するケースも少なくありません。それらの相談需要に応えるべく、成年後見制度に精通する一般社団法人成年後見センター・リーガルサポートながの支部（以下、「リーガルサポート」）を加え、長野県司法書士会、リーガルサポート、坂城町の3団体の共催にて、出張無料相談会を開催することといたしました。

さらに、「相続、遺言の基本と成年後見制度、空き家問題について」と題し、リーガルサポートの会員を講師とした勉強会も同時開催しました。

第5 相談件数 10件

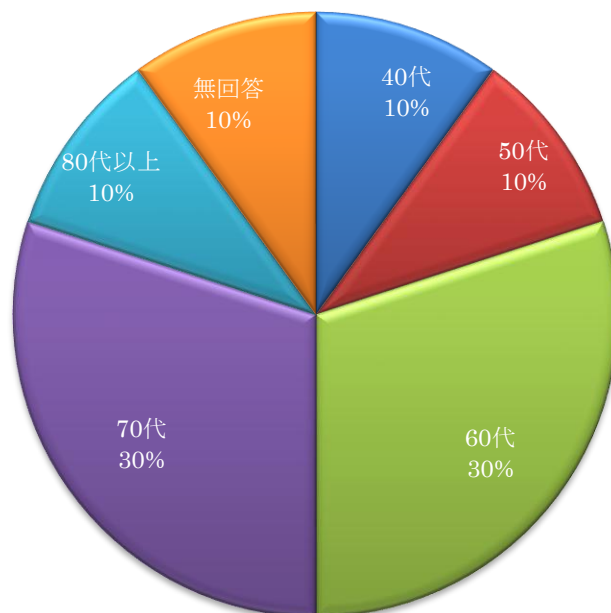
（1）相談内容（複数回答あり）

相続の手続きや費用について 4人 遺言について 3人
成年後見について 4人 その他 2人



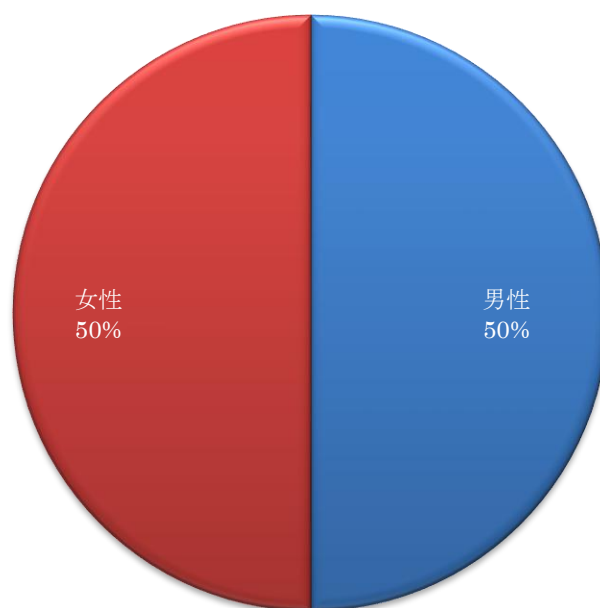
(2) 年代

40代 1人 50代 1人 60代 3人 70代 3人
80代以上 1人 無回答 1人



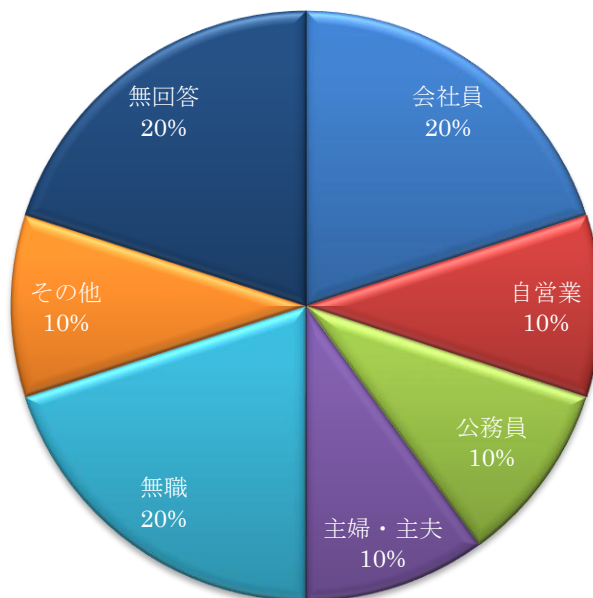
(3) 性別

男性 5人 女性 5人



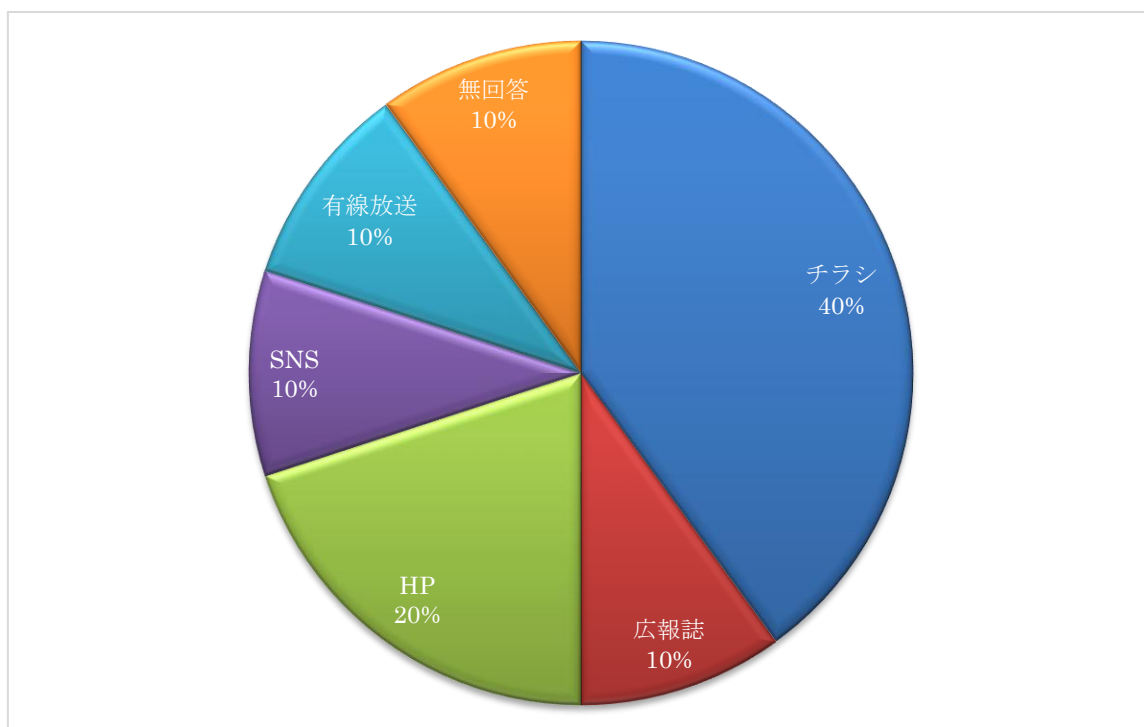
(4) 職業

会社員 2人 自営業 1人 公務員 1人 主婦・主夫 1人
無職 2人 その他 1人 無回答 2人



(5) 紹介元

チラシ 4人 広報誌 1人 HP 2人 SNS 1人
その他(市町村) 1人 無回答 1人



第6 主な相談内容

- ・遺言の作成について
- ・相続対策について
- ・相続登記の方法について
- ・成年後見制度について
- ・相続済みの空き家の売却について

第7 勉強会参加者 17名

第8 実施した感想・コメント・今後の対応

相談会を開催した埴科郡坂城町は、人口13,678人(令和7年10月1日

現在)の東信地方の山間部に位置する地域です。前記第4開催趣旨にも記載しましたが、令和6年4月18日に長野県司法書士会及び長野県市長会並びに長野県町村会と締結した「相続登記、空き家対策、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度等に係る協定」に基づき、相続登記や空き家対策等の社会問題の解決に向けて市町村と連携する取組みの一環として無料相談会を開催しました。

本相談会は予約制とし、相談員を2名配置(内1名はリーガルサポート会員)し、最大12件の相談を受託できる体制を整えました。

相談予約は、坂城町にお願いをし、積極的な広報や相談会への案内を行っていた結果、合計10件もの相談をお受けすることができました。この場をお借りして、坂城町の皆様のご尽力に心より御礼申し上げます。相続した空き家になっている不動産を売却したい旨の相談もあり、相続問題と空き家問題は密接に関連していることから、相続登記の専門家である司法書士と市町村とが連携して相談会を開催することの重要性を実感しました。

広報については、坂城町全域にてチラシを全戸配布、有線放送、関係各所にもチラシやポスターを掲示するなど積極的にPRをしていただきました。

相談の内容としては、前述の通り10件の相談をお受けし、相続を中心として終活や成年後見制度に関する相談も含まれ、まさに本相談会の趣旨に合致したものであったのではないかと思います。

一方、勉強会は、17名の参加をいただきました。多くのご参加をいただき盛況な勉強会となったと感じています。

相続登記の申請義務化がスタートして2年半が過ぎましたが、長野県司法書士会の常設電話相談の相続分野の相談件数は、昨年度、一昨年度と比較すると減少傾向にあります。法改正の前後は市民の皆さんも関心が高く、相続に関する相談需要も高い水準ではありましたが、現時点では、少し関心が薄れているのではないかと推測され、来年4月には施行から3年を迎え、多くの方が相続登記の期限を迎えることから、長野県司法書士会としてもより一層充実した活動を行っていかねばと危機感を抱いている次第です。

本相談会は、坂城町のご担当者様のご協力により、非常に多くの方に認知していただいた結果となりましたが、この流れを止めないためにも、長野県市長会、長野県町村会と締結した連携協定により、県内各市町村とより深い関係を築きながら、これらの問題を解決していかなければならないと考えている所存でございます。

今後も長野県司法書士会は、様々な相談会や活動を計画し実施し、市民の皆さんにも満足していただくような法的サービスの提供に努めて参ります。

第9 当日の様子

